

## 定期報告について

### 1 届出住宅における宿泊日数等及び周辺住民からの苦情の状況について

住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日までに、それぞれの月の前2月に係る以下の内容を定期報告様式(17-6ページを参照)により京都市長に報告しなければなりません。

※ 宿泊させた日数が0日であっても、必ず報告が必要です。

#### 【参考】定期報告の締切

営業月	報告締切日
12月、1月	2月15日
2月、3月	4月15日
4月、5月	6月15日
6月、7月	8月15日
8月、9月	10月15日
10月、11月	12月15日

#### 【報告する内容】

##### (1) 届出住宅における宿泊者の状況（毎回）

- ア 届出住宅に人を宿泊させた日数
- イ 宿泊者数
- ウ 延べ宿泊者数
- エ 国籍別の宿泊者数の内訳

##### (2) 届出住宅の周辺住民からの苦情の状況（毎回）

- ア 苦情を受けた件数
- イ 苦情を受けた日時
- ウ 苦情の内容
- エ 苦情への対応の状況

##### (3) 廃棄物を適正に処理したことを証する書類の提出（廃棄物を処理した日以降で最初に行う定期報告と同時）

届出住宅において住宅宿泊事業を営むことにより生じた廃棄物の処理をしたときは、その処理した日以後で最初に行う定期報告において、適正に処理したことを証する書類（廃棄物の収集運搬許可業者との契約書の写し、京都市クリーンセンターや廃棄物処理業者が発行した領収書等の写し）を提出してください。

### 2 定期報告の提出方法

定期報告様式(17-6ページを参照)に必要事項を記入し、電子メール、ファックス、窓口に持参及び郵送のいずれかの方法で提出してください。

※1 報告項目に漏れのないよう提出してください。

※2 画像データで提出される場合は記載事項がわかるよう鮮明な画像を使用してください。内容が不鮮明である場合、報告が完了せず、再提出をお願いすることがあります。

※3 電子メールによる提出の場合はメールタイトル先頭に【定期報告】と明記してください。

### (1) 電子メール、ファックスによる報告

初めて電子メール又はファックスによって定期報告を提出する場合は、事前に、届出者（住宅宿泊事業者）本人からの提出であることを確認するため、以下のとおり事前登録を行ってください。

#### ア 事前登録の提出書類

- (1) 事前登録届（17-8 ページを参照）
- (2) 届出者（住宅宿泊事業者）本人であることを確認できる書類  
<届出者（住宅宿泊事業者）本人であることを確認できる書類の例>
  - 届出者が個人の場合（法人の場合、役員の方の以下の書類でも可能です）  
運転免許証、在留カード、マイナンバーカード（表面に限る。）等
  - 届出者が法人の場合  
定款の写し、法人の印鑑登録証明書 等

#### イ 事前登録提出方法

窓口への持参、郵送、電子メール及びファックスのいずれか

※ 「(2) 届出者（住宅宿泊事業者）本人であることを確認できる書類」を画像データで提出される場合は、内容がわかるよう鮮明な画像を使用してください。内容が不鮮明である場合、再提出をお願いすることがあります。

※ 電子メールによる提出の場合はメールタイトル先頭に【事前登録】と明記してください。

#### ウ 事前登録の提出先

以下の(3) 提出先のいずれか宛へ提出してください。

注 以下のメールアドレス又はファックス番号を使用して提出される場合は、事前登録は不要です。

<事前登録が不要なメールアドレス、ファックス番号>

- 1 国の民泊制度運営システムに登録されたメールアドレス
- 2 住宅宿泊事業の開始時に届け出たファックス番号
- 3 住宅宿泊事業者のホームページで公開している等、明らかに本人から提出されたことがわかるメールアドレスやファックス番号

### (2) 窓口に持参、郵送による報告

定期報告様式に必要事項を記入し、窓口に持参又は以下の（3）提出先住所まで郵送してください。

### (3) 提出先

〒604-0835

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階

京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生センター

宿泊施設適正化担当（住宅宿泊事業審査担当）

電子メール：[plb@city.kyoto.lg.jp](mailto:plb@city.kyoto.lg.jp)

ファックス番号：075-251-7235

注 電子メールにより事前登録、定期報告を提出する場合には、メールタイトル  
先頭に【事前登録】又は【定期報告】と明記してください。

### 3 定期報告の留意事項について

各報告事項について、以下を参考に報告をお願いいたします。

#### (1) 届出住宅に人を宿泊させた日数（正午から翌日の正午までの期間を1日とします。）

（例1）6月20日17時にチェックインし、24日の10時にチェックアウトした場合

日付	6月20日	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日
午前	—	○	○	○	○
午後	○	○	○	○	—

※ ○は滞在、—は不在。

宿泊日数 4日

#### (2) 宿泊者数

届出住宅に宿泊した実際の人数を該当期間で足し合わせた数

※ 同一人物が同じ届出住宅において連続して宿泊した場合は、1人としてカウントします。

（例2）3人が2泊3日で利用（3人）し、その後5人が4泊5日で利用（5人）した場合は、合計8人となります。

日付	6月20日	6月21日	6月22日
午前	—	○（3人）	○（3人）
午後	○（3人）	○（3人）	—

宿泊日数 2日

宿泊者数 3人

日付	6月24日	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日
午前	—	○（5人）	○（5人）	○（5人）	○（5人）
午後	○（5人）	○（5人）	○（5人）	○（5人）	—

宿泊日数 4日

宿泊者数 5人

※ 同一人物が同じ届出住宅において連続ではなく、複数に分けて宿泊した場合は  
それぞれ1人とカウントします。

(例3) 宿泊者Aさんが届出住宅を2泊3日で利用(1人)し、2日空けて再度同じAさんが3泊4日で利用(1人)した場合は、合計2人となります。

日付	6月20日	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日
午前	—	▶ A (1人)	▶ A (1人)	—	—
午後	A (1人) ↗	A (1人) ↗	—	—	—

日付	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日
午前	—	▶ A (1人)	▶ A (1人)	▶ A (1人)
午後	A (1人) ↗	A (1人) ↗	A (1人) ↗	—

宿泊者数 2人

### (3) 延べ宿泊者数

各日の全宿泊者数を該当期間で足し合わせた数

(例4) 3人が2泊3日で利用(3人×2泊=6人)し、その後5人が4泊5日で利用(5人×4泊=20人)した場合は、合計26人となります。

日付	6月20日	6月21日	6月22日
午前	—	○ (3人)	○ (3人)
午後	○ (3人) ↗	○ (3人) ↗	—

延べ宿泊者数 3人×2泊=6人

日付	6月24日	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日
午前	—	○ (5人)	○ (5人)	○ (5人)	○ (5人)
午後	○ (5人) ↗	○ (5人) ↗	○ (5人) ↗	○ (5人) ↗	—

延べ宿泊者数 5人×4泊=20人

### (4) 例外

(1)～(3)の取扱いの例外として、定期報告の末月と当初月に跨る場合、月末日～月初日の宿泊は末月分に含めてください。

(例5) 2人が5月30日から6月2日まで3泊4日した場合

日付	5月30日	5月31日	6月1日	6月2日
午前	—	○ (2人)	○ (2人)	○ (2人)
午後	○ (2人) ↗	○ (2人) ↗	○ (2人) ↗	—

6月15日〆切分

8月15日〆切分

5月31日～6月1日分は5月分に含めてください。

【8月15日〆切分】

宿泊日数	2日	1日
宿泊者数	2人	2人
延べ宿泊者数	2日×2人=4人	1日×2人=2人

※ 賃貸借契約と宿泊契約について

宿泊仲介サイトを通じた宿泊など、宿泊契約として宿泊を開始した場合は、宿泊期間が長期にわたっているだけでは、賃貸借契約にはなりません。

ただし、以下の要件を全て満たしている場合は、賃貸借契約として取り扱うことが可能です。

- 1 宿泊者との賃貸借契約書がある（契約日が賃貸借契約の初日となります）。
- 2 賃貸借契約書の契約日以降に当該宿泊者の滞在期間が連續した歴月1か月以上である。
- 3 その他、宿泊者が部屋の清掃を行う等、衛生管理の主体が宿泊者にあり、事業者側にない。

詳細につきましては、以下のページを御確認ください。

- 京都市情報館 「貸室業と旅館業の範囲について」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000248047.html>

## 届出住宅の宿泊日数、宿泊者数等及び苦情に係る報告書

(宛先) 京都市长	令和〇〇年〇〇月〇〇日
住宅宿泊事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町48 8番地	住宅宿泊事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都 次郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇〇

住宅宿泊事業法第14条及び京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第16条第1項の規定により、届出住宅における宿泊日数、宿泊者数等及び苦情の状況について報告をします。

この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。

届出住宅の所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町48 8番地
届出番号	M26〇〇〇〇〇〇〇〇〇
報告対象の期間	令和〇〇年△△月～ 令和〇〇年□□月 分

a 宿泊日（報告対象の期間において、届出住宅に人を宿泊させた日付の下に〇を付けてください。）  
(△△) 月 ← 2、4、6、8、10、12月のいずれかを記載してください。

1	2	3	4	5	6	7	8
○	○	○	○	○	○		
9	10	11	12	13	14	15	16
○	○	○	○	○	○	○	○
17	18	19	20	21	22	23	24
○	○	○	○		○	○	○
25	26	27	28	29	30	31	
○		○	○	○	○	○	

(□□) 月 ← 3、5、7、9、11、1月のいずれかを記載してください。

1	2	3	4	5	6	7	8
○		○				○	
9	10	11	12	13	14	15	16
○				○		○	○
17	18	19	20	21	22	23	24
				○		○	○
25	26	27	28	29	30	31	
		○		○	○		

b 宿泊者数、国籍別内訳（報告対象の期間における国籍ごとの合計人数を記載してください。）

日本	韓国	台湾	香港	中国	タイ	シンガポール	マレーシア
2人	8人	4人	2人	10人	3人	0人	4人
インドネシア	フィリピン	ベトナム	インド	英国	ドイツ	フランス	イタリア
2人	0人	0人	5人	2人	2人	3人	0人
スペイン	ロシア	米国	カナダ	オーストラリア	その他		
0人	0人	6人	2人	4人	8人		

b の人数の合計を記載

a で〇を付けた各営業日の宿泊者数の合計人数を記載

宿泊日数 (aの合計)	宿泊者数 (bの合計)	延べ人数	事業開始後、届出住宅から生じた廃棄物を処理した後の最初の定期報告のときに、廃棄物を適正に処理したことを証する書類（収集運搬許可業者との契約書の写しや領収書の写しなど。）を報告書と併せて提出してください。
34日	67人	112人	
苦情を受けた件数	2件	内容	別紙参照（苦情が0件の場合は別紙の提出は不要です。）

苦情内容等		
①	苦情を受けた日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時頃
	苦情の内容	宿泊客が深夜に騒いでいた。
	苦情への対応の状況	現地対応管理者から宿泊客に対して騒がないように注意を行った。
②	苦情を受けた日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時頃
	苦情の内容	宿泊客が届出住宅に到着するまでに道に迷っている。
	苦情への対応の状況	現地対応管理者が宿泊客を届出住宅まで案内した。
③	苦情を受けた日時	
	苦情の内容	
	苦情への対応の状況	
④	苦情を受けた日時	
	苦情の内容	
	苦情への対応の状況	
⑤	苦情を受けた日時	
	苦情の内容	
	苦情への対応の状況	
⑥	苦情を受けた日時	
	苦情の内容	
	苦情への対応の状況	

## 登録届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

定期報告を提出するため、下記のメールアドレス、ファックス番号を登録します。

○届出情報

住宅宿泊事業者の氏名	京都 次郎
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
届出番号	第M26〇〇〇〇〇〇〇〇号

○登録するメールアドレス、ファックス番号（複数可）

メールアドレス	〇〇〇123@△△△.com
ファックス番号	〇〇〇-〇〇〇-□□□□

※注：届出者（住宅宿泊事業者）本人からの登録であることを確認するため、本人であることが確認できる本人確認書類を添付してください。

本人確認書類の例

- 個人（法人の場合、役員の方の以下の書類でも可能です。）  
運転免許証、在留カード、マイナンバーカード（表面に限る）  
○法人  
定款の写し、法人の印鑑登録証明書

※ 定期報告書等を郵送する際に、このページを切り取って、封筒に貼って使用してください。

〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階  京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生センター 宿泊施設適正化担当（住宅宿泊事業審査担当）	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階  京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生センター 宿泊施設適正化担当（住宅宿泊事業審査担当）
〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階  京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生センター 宿泊施設適正化担当（住宅宿泊事業審査担当）	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階  京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生センター 宿泊施設適正化担当（住宅宿泊事業審査担当）